

『平成29年度からの特別徴収税額の決定・変更通知書に受給者の  
個人番号を記載する件についての陳情』配布資料

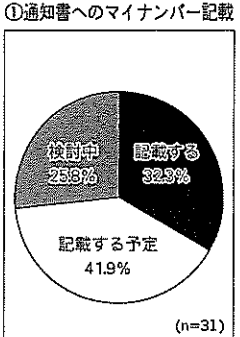


表：各自治体の回答結果

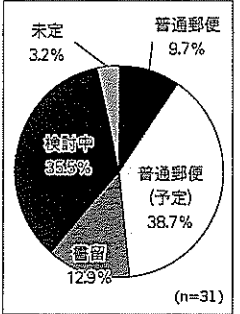
市町村	①住民税決定通知書へのマイナンバー記載	②送付方法
横浜市	検討中	検討中
川崎市	-	-
相模原市	記載	検討中
横須賀市	検討中	普通郵便
平塚市	記載	普通郵便
鎌倉市	-	-
藤沢市	検討中	検討中
小田原市	記載	簡易書留(検討中)
茅ヶ崎市	検討中	検討中
逗子市	検討中	検討中
三浦市	記載	普通郵便(予定)
秦野市	記載(予定)	検討中
厚木市	記載	簡易書留(検討中)
大和市	記載(予定)	普通郵便(予定)
伊勢原市	記載(予定)	簡易書留(検討中)
海老名市	記載(予定)	普通郵便(予定)
座間市	記載(予定)	普通郵便(予定)
南足柄市	記載(予定)	普通郵便(予定)
綾瀬市	記載	検討中
葉山町	記載	普通郵便(予定)
寒川町	検討中	検討中
大磯町	記載(予定)	普通郵便(予定)
二宮町	検討中	普通郵便(予定)
中井町	記載(予定)	普通郵便(予定)
大井町	記載	未定
松田町	記載(予定)	検討中
山北町	記載	普通郵便(予定)
開成町	記載(予定)	普通郵便(予定)
箱根町	記載(予定)	簡易書留(予定)
真鶴町	記載	普通郵便
湯河原町	記載(予定)	普通郵便(予定)
愛川町	検討中	検討中
清川村	記載(予定)	検討中

実施：神奈川県保険医協会・医療情報部  
 実施期間：2016年12月12日～12月27日  
 調査対象：県内33市町村  
 調査方法：郵送による質問状・回答用紙の送付、郵送・FAXによる返信  
 結果：回答31市町村(回答率93.9%)

図1：回答結果(集計)



②送付方法



③「①」で「記載する」、「記載する予定」と回答した群の送付方法

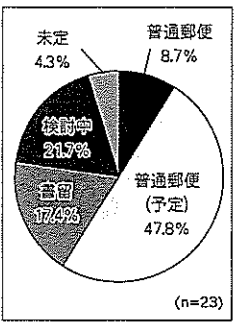
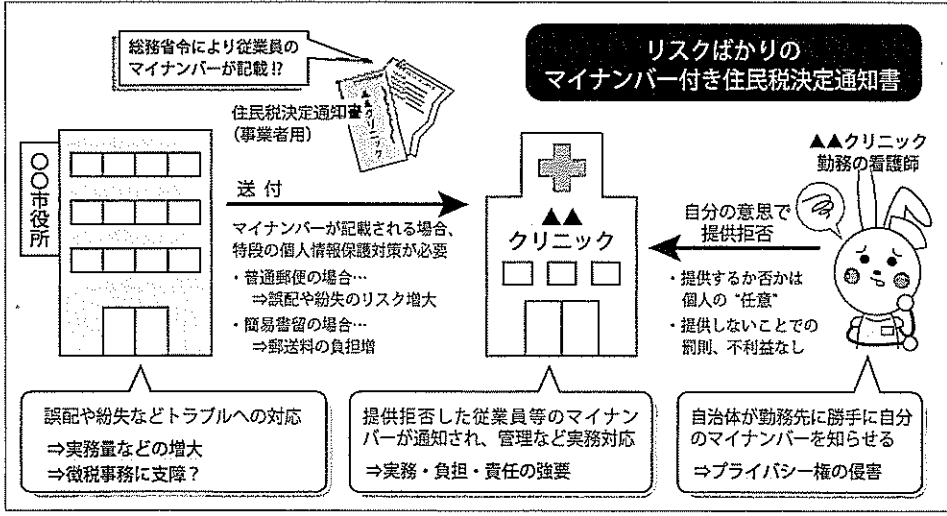


図2：誰にとっても「百害あって一利なし」のイメージ



### マイナンバー

# 記載理由は「法令順守」が大卒

## 住民税決定通知書への番号記載に関する自治体調査

### 送付方法には慎重姿勢も

医療情報部が昨年、自治体が事業者に送付する「住民税決定通知書(事業者用)」へのマイナンバー記載の有無を調査した。結果、記載する自治体は29.7%、記載する予定が41.9%、検討中が25.3%だった。

自治体は「法令順守」が最大の理由で、個人番号を記載する必要があると判断している。一方で、普通郵便での送付は誤配や紛失のリスクが大きいと懸念している自治体も少なくない。

自治体は「法令順守」が最大の理由で、個人番号を記載する必要があると判断している。一方で、普通郵便での送付は誤配や紛失のリスクが大きいと懸念している自治体も少なくない。

生活現場から自治体を動かす 住民の声を届けよう

自治体は「特定個人情報」として扱われ、通常の個人情報よりも厳しい取り扱いが必要となる。厳格な保護対策が必要となる。自治体は「特定個人情報」の取り扱いに慎重な姿勢を示している。

自治体は「特定個人情報」として扱われ、通常の個人情報よりも厳しい取り扱いが必要となる。厳格な保護対策が必要となる。自治体は「特定個人情報」の取り扱いに慎重な姿勢を示している。

約1千200万円の負担増になることなどを理由に、昨年末の段階でマイナンバーを記載しない方針を明らかにしている。

自治体は「特定個人情報」として扱われ、通常の個人情報よりも厳しい取り扱いが必要となる。厳格な保護対策が必要となる。自治体は「特定個人情報」の取り扱いに慎重な姿勢を示している。

【例文 従業員向け】  
 XX市が職場に送付する「住民税の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」に、2017年度分から個人番号を記載すると聞きました。  
 私の意思に関わらず、自治体は私の個人番号を職場に勝手に知らせることは、プライバシーの侵害に他ならないと思います。また、住民税の給与天引きに個人番号は必要ないと聞きます。無用な個人番号の通知は漏洩・流出のリスクを高めるだけです。  
 以上の理由から、通知書に個人番号を記載しないでください。

## 2016.11.15 中野区議会 区民委員会 会議録（抜粋）

### 羽鳥委員

住民税の特別徴収の通知書への個人番号の記載について、お尋ねをしたいと思います。

2016年11月4日付の新聞赤旗の報道によって、厳重な管理が法律で義務付けられているはずのマイナンバーが、来年の5月に、本人の頭越しに役所から勤務先に通知されるということが、会計事務所が行った23区への調査で明らかになりました。今現在使われている特別徴収税額の決定変更通知書という、こういうものなんですけれども、これにはマイナンバーの記載欄というのは当然ないんですけれども、総務省が来年度から使うことを想定している、この通知書のひな型には、個人番号を記載する欄が加えられているんです。個人番号の制度では、従業員は事業者からマイナンバーの提出を求められても拒否することもできますし、しかし、この新しい通知書が使用されることによって、この提出を拒否した場合でもマイナンバーが事業所に伝わることになって、大きな問題だと考えています。

同時に、事業所からしたら、通知書にマイナンバーが記載されることによって、通知書の厳重な管理というのが求められます。それによって経費が増大するおそれもありますし、その通知書に基づいて知った従業員の番号を健康保険などのほかの手续に使用すれば、目的外利用となって法違反のおそれも出てきます。

自治体にとってどうかといえば、その通知書に番号を加えることで、この発行、発送の業務が増大しますし、もし仮に通知書から番号が第三者に漏れてしまった場合、区役所の責任も問われてくる、トラブルの発生が、危険がふえるのではないかなというおそれがあります。

記事にも出てきました、その会計事務所が行ったアンケートでは、中野区は9月23日付で特別徴収税額の決定変更通知書へのマイナンバー記載について記載予定とお答えしていて、個人番号が記載された場合でも普通郵便で通知書を郵送する予定というふうにお答えをされていたんですけれども、その方針に変更はあるのでしょうか。

### 杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

今、委員からお話ございましたように、総務省の自治税務局から地方自治法第245条の4に基づきます技術的助言がございまして、特別徴収の義務者用納税通知につきましては、納税義務者の個人番号を記載するという考えが示されております。また、あわせまして郵送方法については普通郵便でよいという考え方が示されています。

これに基づきまして、中野区としましても、総務省からの通知どおりの対応を考えてございましたが、郵便物の紛失等による情報漏洩ですとか、あと特別徴収義務者の事務への影響、仮にマイナンバーを記載することによりまして簡易書留等を行った場合に、配送に費やす受け取りまでの期間が増大する、こういった部分も考えられますので、特別徴収義務者への事務への影響を勘案しまして、改めて検討しているところでございます。

## 羽鳥委員

今、御答弁ありましたように、やっぱり個人情報保護の観点とか、あと特別徴収税額、給与に反映しなければいけないということで早く知らせなければいけないということ、そういった郵送の関係などかもやっぱりいろいろ個人番号の記載、マイナンバーの記載というのは問題があるかなというふうに思います。やっぱり、そもそもマイナンバーというのは行政が事務手続にさらに利用するというところで使われているわけですから、それをわざわざ役所から事業所になぜ送るのかということも問われてくるんじゃないのかなというふうに思います。個人番号を、マイナンバーを記載しないように私のほうから改めて求めたいと思います。

その個人番号制度では、この間、国の方針とか、あとは方針のおくれ、トラブルによって自治体が振り回されるという事態が相次いで来ていました。この制度の問題点についても、我が会派としても明らかにしてきたところですけども、今回のこの特別徴収税額の決定変更通知書への個人番号の記載に関していえば、この総務省に対して、通知書に従業員全員のマイナンバーを記載しないよう、書式の変更をするであるとか、マイナンバーを記載しなくても問題がないことを明確にするように求めるべきなんじゃないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

## 杉本区民サービス管理部副参事（税務担当）

私ども23区の税務課長会としまして、支部も含めた東京都全体としまして、この特別徴収義務者への納税通知書へのマイナンバーの記載は必ずしも必要でないと、この番号で事業者は納税額を管理するわけではございませんので、ここの部分につきまして、総務省に見直しを求めてまいったというような状況はございます。しかしながら、総務省は正しい番号を行政と事業者で共有するため、この考えは変更しないというようなところでございますので、そうした状況を総合的に勘案しまして、区としての対応を検討してまいりたいというふうに考えてございます。

## 羽鳥委員

国のほうにはぜひとも、そういう現場で実際に事務をされる区役所、自治体の、どういった事態に追われるのかということをよく考えて対応してほしいなど、そういう方針の変更、ないという現在のことなんですけれども、やっぱり考え直してほしいし、もっと強く言っていってもらいたいなというふうなことを思います。そもそも、やっぱり今回のことというのは、マイナンバーの利用拡大を企む国の方針が招いた事態でありまして、制度の廃止こそ私は求められると思います。

以上で終わります。

# 住民税課通知書のマイナンバー

## 不記載で送付する自治体に

# 「ペナルティーない」

## 全商連の総務省が明言 ヒアリングに

全国の市町村が2017年度以降の住民税特別徴収税額の決定・変更通知書に従業員マイナンバー(個人番号)を記載して事業者に送付しようとしている問題で、全商連(全国商工団体連合会)全商連(は12月15日、梅村さきこ衆院議員(共産)を通じて総務省へのヒアリングを行いました。中山廣常任理事らが参加し、佐伯正隆、師岡徹、岡澤利昭の各弁護士などが同席しました。



住民税の特別徴収税額の決定通知書の問題を取り上げた総務省へのヒアリング

「番号を記載しないと決めた自治体へのペナルティーがあるのか」との質問に対して回答は「記載しないと決めた自治体に対してペナルティーはない。地方税法上の罰則規定もない」と明言しました。また、自治体への指導・勧告については「現時点では考えていないが、状況を見ながら判断する」と答えました。

参加者は、事業者や自治体が住民税特別徴収税額の決定通知書に

個人番号が記載されることに不安を感じていることや、個人番号が記載されて送られてくることを知らない事業者がいることなどを指摘しました。

また、平成28年度与党税制改正大綱を踏まえた対応で質問。番号漏えいやコスト増、郵便事故等による情報流出のリスク増を理由に、従業員に交付する源泉徴収票に個人番号を記載しなくてもよい

と国税庁が明言していることを取り上げ、「総務省はそうした対応を検討しないのか」と追及。「納税義務者用の通知には番号を記載しないこととしたので、国税分野と同様に対応しているが、徴収義務者用の通知は地方税独自のものであり、必要な限度での通知と考えている」と答えたため、参加者は「個人番号は必要ないはずだ」と抗議しました。

### 東京都「記載しない」

東京都北区では、北区民主商工会(民間)が提出した質問に対して「個人番号欄には原則として記載が義務付けられているが、現時